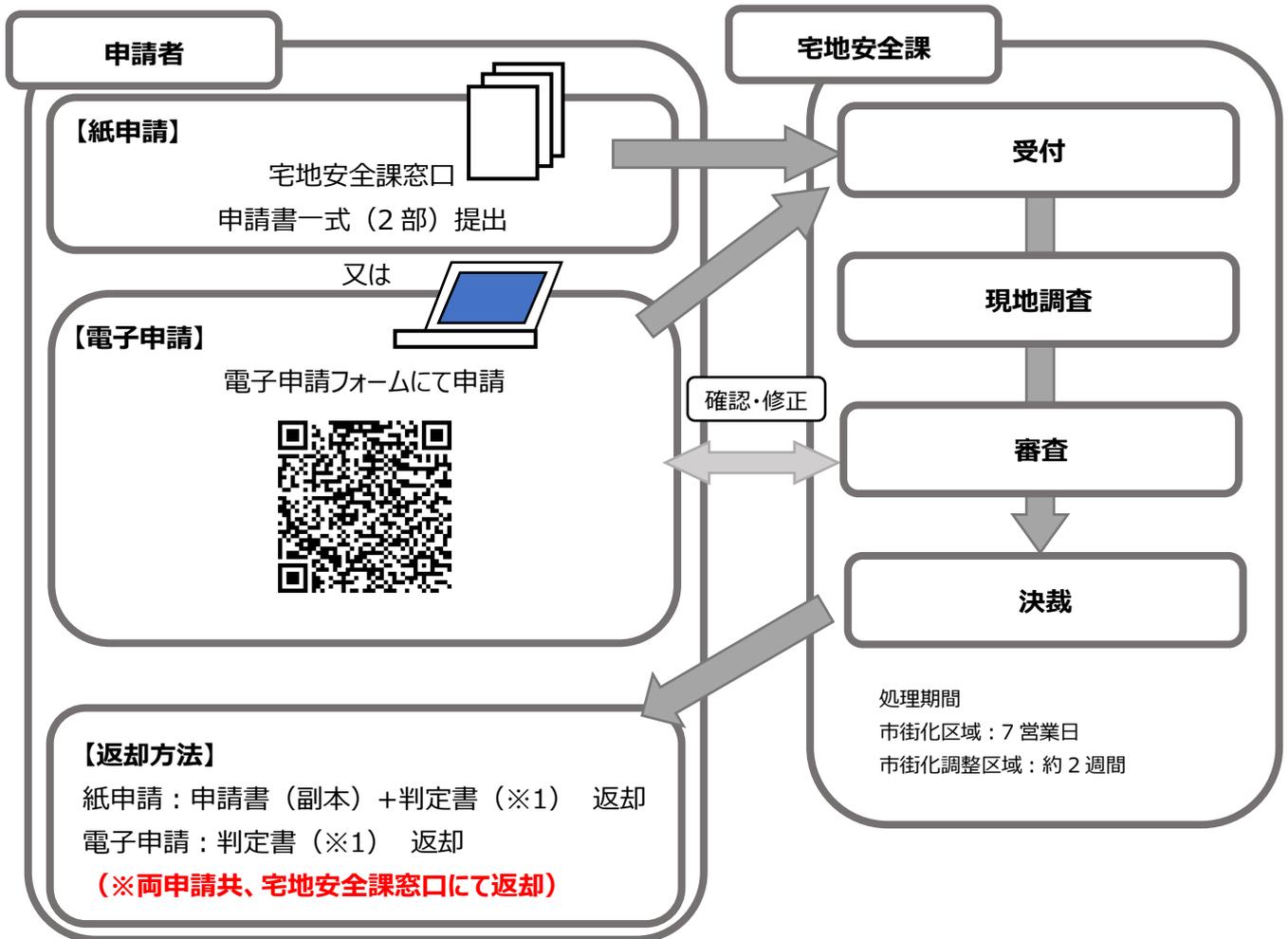


開発行為等に係る適用法令等要否判定 申請流れの変更

宅地安全課では、令和 8 年 3 月 2 日から開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書（様式 1 号）及び堺市開発行為等に係る計画書（様式 2 号）の電子申請を受け付けます。それに伴い、これまでの運用を以下のとおり変更いたしますので、ご確認よろしくお願いたします。

（変更後）



【注意事項】

- ・電子申請の対象書式は、「開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書（様式 1 号）及び堺市開発行為等に係る計画書（様式 2 号）」とします。
- ・一戸建ての住宅等、明らかに協議がかからないと判断できる場合に使用する （様式 1 号+堺市調査報告書+建築確認申請書） 書式は**電子申請の対象外**です。
- ・「開発行為等に係る適用法令等判定書」は電子申請の場合においても、紙申請同様に**宅地安全課窓口にて返却**となります。

（電子申請システムアドレス）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a88f819a-e470-4a9a-b260-787d293d22d7/start>